

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（行情）諮問第1090号）

答申日：令和6年6月7日（令和6年度（行情）答申第134号）

事件名：特定の開示決定等で特定されるべき文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書107（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月4日付け防官文第18484号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（3）電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(5) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年9月4日付け防官文第18484号により、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書の他に本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和6年5月31日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書13の8枚目にマスキングされた部分があるが、当該部分は、諮問書に添付された原処分の行政文書開示決定通知書（写し）記載の不開示部分に含まれていないから、不開示情報該当性の審査対象にしない。

2 先例答申について

(1) ところで、本件においては、当審査会が、既に本件と同旨の審査請求に係る諮問に対し、令和5年度（行情）答申第786号（以下「先例答申」という。）として判断を示していることが、当審査会に顕著である。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁としては、先例答申の第5に記載されている諮問庁の説明内容は、全て本件においても同趣旨を維持するとのことであった。

(2) そこで、以下においては、上記（1）に述べたところを前提として検討する。

(3) ちなみに、本件対象文書は、別紙1の2記載の107文書であるところ、先例答申における対象文書（以下「先例対象文書」という。）は108文書となっているが、先例答申の内容と本件対象文書を対比すると、これは本件対象文書である文書82が、先例答申の事案においては、案文の1枚目とその余の部分に分けて開示されたことから2つの開示文書として扱われたことによるものであって、本件対象文書と先例対象文書は、各文書の文書番号は異なるが、同一の文書であると認められる。

なお、先例答申の別紙の2の文書2の文書名中に「平成29年14日」とあるのは、「平成29年1月4日」の明白な誤記と認める。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の特定の妥当性については、先例答申における対象文書の特定の妥当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙２に記載した部分と同一である（なお、２（１）ア中に「第３の３（１）」とあるのは、「第３の３（３）」に、同イ中に「文書１０８」とあるのは、「文書１０７」に改める。）。

４ 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において改めて審議したところ、この点についても、先例答申における不開示部分の不開示情報該当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙３に記載した部分と同一である。

５ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

６ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号、３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢麿，委員 中村真由美

別紙 1

1 (本件請求文書)

2019. 11. 5 - 本本B1232で特定されるべき文書の全て。＊
「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ)が定める「遅くとも90日を超えないようにすること」に従えば、両決定が同時に諮問されることは想定され得ないので、改めて申合せに従って手続きを進めるように、改めて請求する次第です。

2 (本件対象文書)

文書1 貸与希望宿舍一覧の送付について(平成29年1月4日)他3件

文書2 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(平成29年1月23日)

文書3 貸与希望宿舍一覧の送付について(平成29年2月2日)他1件

文書4 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(平成29年2月24日)

文書5 貸与希望宿舍一覧の送付について(平成29年3月3日)他3件

文書6 貸与希望宿舍一覧の送付について(平成29年4月5日)他2件

文書7 合同宿舍の貸与について(平成28年4月18日)

文書8 合同宿舍の貸与について(平成28年5月2日)

文書9 宿舍貸与申請書(平成28年5月9日)

文書10 合同宿舍の貸与について(平成28年5月12日)

文書11 宿舍貸与申請書(平成28年5月11日)

文書12 宿舍貸与申請書(平成28年5月18日)

文書13 合同宿舍の貸与について(平成28年5月23日)

文書14 合同宿舍の貸与について(平成28年6月7日)

文書15 合同宿舍の貸与について(平成28年6月8日)

文書16 合同宿舍の貸与について(平成28年6月17日)

文書17 宿舍貸与申請書(平成28年6月24日)

文書18 宿舍貸与申請書(平成28年6月27日)

文書19 合同宿舍の貸与について(平成28年6月27日)

文書20 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について
(平成28年6月29日)

文書21 合同宿舍の貸与について(平成28年7月8日)

文書22 宿舍貸与状況の変更について(防人厚第12872号。28.
7. 8)他1件

文書23 宿舍貸与申請書(再入居)(平成28年7月14日)

文書24 合同宿舍の貸与について(平成28年7月11日)

文書25 合同宿舍の貸与について(平成28年7月21日) 1

文書26 合同宿舎の貸与について（平成28年7月21日）2
文書27 合同宿舎の貸与について（平成28年7月21日）3
文書28 宿舎貸与状況の変更について（防人厚第13469号。28.

7. 22）他1件

文書29 宿舎貸与申請書（平成28年7月25日）
文書30 合同宿舎の貸与について（平成28年7月26日）
文書31 宿舎貸与申請書（平成28年7月27日）
文書32 合同宿舎の貸与について（平成28年8月2日）
文書33 合同宿舎の貸与について（平成28年8月15日）
文書34 合同宿舎の貸与について（平成28年8月22日）
文書35 合同宿舎の貸与について（平成28年8月26日）
文書36 合同宿舎の貸与について（平成28年9月5日）
文書37 合同宿舎の貸与について（平成28年9月7日）
文書38 宿舎貸与申請書（平成28年9月9日）
文書39 合同宿舎の貸与について（平成28年9月14日）
文書40 合同宿舎の貸与について（平成28年9月16日）
文書41 合同宿舎の貸与について（平成28年10月4日）
文書42 合同宿舎の貸与について（平成28年10月28日）
文書43 宿舎貸与申請書（平成28年10月25日）
文書44 合同宿舎の貸与について（平成28年11月1日）
文書45 合同宿舎の貸与について（平成28年11月8日）
文書46 合同宿舎の貸与について（平成28年11月16日）
文書47 合同宿舎の貸与について（平成28年11月21日）
文書48 合同宿舎の貸与について（平成28年11月25日）1
文書49 合同宿舎の貸与について（平成28年11月25日）2
文書50 合同宿舎の貸与について（平成28年11月28日）
文書51 合同宿舎の貸与について（平成28年12月5日）
文書52 宿舎貸与申請書（平成28年12月7日）
文書53 合同宿舎の貸与について（平成28年12月9日）
文書54 合同宿舎の貸与について（平成28年12月21日）
文書55 合同宿舎の貸与について（平成29年1月18日）
文書56 合同宿舎の貸与について（平成29年1月23日）
文書57 合同宿舎の貸与について（平成29年1月24日）
文書58 合同宿舎の貸与について（平成29年2月8日）
文書59 合同宿舎の貸与について（平成29年2月20日）
文書60 合同宿舎の貸与について（平成29年2月28日）
文書61 合同宿舎の貸与について（平成29年3月1日）
文書62 宿舎貸与申請書（平成29年3月13日）

文書 6 3 合同宿舎の貸与について（平成 2 9 年 3 月 1 4 日）
文書 6 4 合同宿舎の貸与について（平成 2 9 年 3 月 2 1 日）
文書 6 5 合同宿舎の貸与について（平成 2 9 年 3 月 2 7 日）
文書 6 6 宿舎貸与申請書（平成 2 9 年 3 月 2 4 日） 1
文書 6 7 宿舎入居希望者について
文書 6 8 合同宿舎の貸与について（平成 2 9 年 3 月 2 7 日）他 1 件
文書 6 9 宿舎貸与申請書（平成 2 9 年 3 月 2 4 日） 2
文書 7 0 合同宿舎の貸与について（平成 2 9 年 4 月 4 日）
文書 7 1 公務員宿舎明渡猶予申請（承認）書（平成 2 8 年 7 月 1 日）
文書 7 2 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第 2 2 8 5 号。
2 9 . 2 . 2 0 ）他 2 件
文書 7 3 合同宿舎損害賠償金の軽減について（関財東統 7 第 2 0 3 6 号。
平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日）
文書 7 4 宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書（平成 2 8 年 8 月 2 5 日）
文書 7 5 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第 1 4 5 1 8 号。
2 8 . 8 . 1 7 ）他 6 件
文書 7 6 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第 1 3 8 2 7 号。
2 8 . 8 . 1 ）他 3 件
文書 7 7 公務員宿舎の明渡猶予申請について（通知）（装官人第 1 0 2
8 1 号。2 8 . 7 . 1 5 ）他 1 件
文書 7 8 合同宿舎明渡し猶予の承認について（関財東統 7 第 8 9 6 号。
平成 2 8 年 5 月 1 3 日）他 2 件
文書 7 9 公務員宿舎明渡猶予申請（承認）書（平成 2 8 年 4 月 1 日）
文書 8 0 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第 7 5 7 0 号。2 8 . 4 .
7 ）他 5 件
文書 8 1 宿舎貸与状況の変更について（防人厚第 7 5 6 9 号。2 8 . 4 .
7 ）他 2 件
文書 8 2 合同宿舎模様替等工事要求について（防人厚第 8 8 1 2 号。2
8 . 4 . 2 6 ）他 2 件
文書 8 3 宿舎使用料にかかる納入告知書発行依頼について（防人厚第 8
8 1 4 号。2 8 . 4 . 2 6 ）
文書 8 4 宿舎貸与承認の取消について（防人厚第 1 0 3 4 9 号。2 8 .
5 . 2 7 ）
文書 8 5 国庫歳入金払戻請求書について（防人厚第 1 0 9 3 7 号。2 8 .
6 . 7 ）
文書 8 6 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について（防人厚第
1 1 8 5 9 号。2 8 . 6 . 2 2 ）他 1 件
文書 8 7 合同宿舎不在届について（防人厚第 1 1 8 7 7 号。2 8 . 6 .

- 22)
- 文書88 納入告知書の発行について（依頼）（防人厚第13594号。28.7.26）
- 文書89 納入告知書の送付先変更について（依頼）（防人厚第15872号。28.9.7）他1件
- 文書90 国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況について（報告）（防人厚第15874号。28.9.7）
- 文書91 合同宿舎不在届について（防人厚第16786号。28.9.28）
- 文書92 納入告知書の発行停止について（依頼）（防人厚第17171号。28.10.3）
- 文書93 合同宿舎模様替等工事要求について（防人厚第17262号。28.10.4）他1件
- 文書94 不在届（平成28年12月13日）
- 文書95 入居者の氏名変更について（事務連絡。29.1.30）
- 文書96 不在届（平成28年9月26日）
- 文書97 配分決定宿舎の配分手続きについて（防人厚第2346号。29.2.28）
- 文書98 合同宿舎模様替等工事要求について（防人厚第2569号。29.3.1）他1件
- 文書99 配分提示宿舎の継続配分手続きについて（防人厚第3473号。29.3.21）
- 文書100 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第343号。平成28年5月10日）
- 文書101 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第397号。平成28年6月3日）
- 文書102 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第493号。平成28年7月8日）
- 文書103 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第542号。平成28年8月3日）
- 文書104 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第584号。平成28年9月6日）
- 文書105 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第638号。平成28年10月6日）
- 文書106 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について（1都3県分）（関財括4第673号。平成28年11月4日）
- 文書107 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について（通知）（防医総厚第64号。29.1.16）

別紙2（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」中2の部分）

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成28年度 宿舍申請書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2016年度、大分類：宿舍、中分類：宿舍管理、名称（小分類）：平成28年度 宿舍申請書）である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書108（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（2）検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

別紙 3（先例答申の「第 5 審査会の判断の理由」中 3 の部分）

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2 のとおり（別表（略）のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（1）別表番号 1 に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、生年月日、所属部署、職名、職務の級、発令事項、勤務年数、認識番号、号俸、電話番号等の連絡先、当該宿舍の貸与を受ける前の住所、退去後の住所、入居希望日、入居日及び退去日、緊急時等の連絡先として記載されている者の氏名、住所、電話番号及び勤務先、当該宿舍の名称、所在地、戸番、棟番号コード、戸番コード、宿舍棟戸番、構造・規格、面積、図面、間取り、建築年月日、該当類型、入居の可否、入居期限、入居可能日、入居予定日、退去予定日、配分の可否、調整結果、宿舍配分日、宿舍貸与承認日及び居住区分等並びに自動車の保管場所等のほか、自宅保有又は取得予定の有無、世帯・独身の別、当該職員の家族構成等に関する情報、納入告知書に関する情報、国庫歳入金払戻請求に関する情報、模様替・仮設物設置申請に関する情報、当該宿舍の明渡猶予に関する情報、各種証明書等の写しの内容、当該職員が支払う月額等使用料等及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舍の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由、宿舍被貸与者変更理由、入居者の氏名変更に関する情報、当該宿舍の貸与を受ける理由又は退去及び未入居の理由等並びに宿舍管理人の氏名、休養日及び印影が文書ごと一体として記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舍管理人並びに緊急連絡先に記載されている者等ごと一体として、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

このうち、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員及び緊急時等の連絡先として記載されている者等に係る部分については、法 5 条 1 号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、宿舍管理人に係る部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公務員宿舍の管理業務は、宿舍に居住する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことからすれば、当該部分は、法 5 条 1 号ただし書ハに該当せず、

同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名及び個人の印影等が記載されていると認められる。

イ 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎（国家公務員宿舎法施行令9条2号該当）を貸与する職員に指定しようとする職員等の氏名、職名、職務の内

容，指定員数，宿舎区分，入居日，協議成立年月日，当該宿舎の名称，戸番等及び当該宿舎を貸与する職員を指定しようとする具体的かつ詳細な理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに，当該不開示部分は，これらを公にすることにより，自衛隊の緊急参集態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号４の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって，当該不開示部分は，公にすることにより，国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法５条３号に該当し，同条１号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	3 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	3 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3	2 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	2 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	2 枚目及び 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
		7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 8	2 枚目及び 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部（ 5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
		7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 9	1 枚目， 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（ 4 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 1 0	2 枚目及び 4 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部（ 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ欄外の 職 名 及 び 印 影 を 除く。）	
	文書 1 1	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 1 2		

	文書 1 3	2 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 0 枚目 及び 1 3 枚目のそれぞれ一 部 (1 3 枚目の担当者名及 び内線番号を除く。)	
		1 1 枚目及び 1 2 枚目のそ れぞれ全て	
	文書 1 4	2 枚目及び 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚 目の欄外の職名及び印影を 除く。)	
		7 枚目の全て	
	文書 1 5	2 枚目及び 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚 目の欄外の職名及び印影を 除く。)	
	文書 1 6	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 8 枚目及び 1 1 枚 目ないし 1 4 枚目のそれぞ れ一部 (8 枚目の担当者 名, 内線番号及びメールア ドレスを除く。)	
		9 枚目, 1 0 枚目, 1 5 枚 目及び 1 6 枚目のそれぞれ 全て	
	文書 1 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞ れ一部 (欄外の職名及び印 影を除く。)	
	文書 1 8	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目及 び 7 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除 く。)	
	文書 1 9	2 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 8 枚目, 1 0 枚目及び 1 2 枚目ないし 2 0 枚目のそれ ぞれ一部 (1 4 枚目及び 1 6 枚目ないし 2 0 枚目のそ	

		れぞれ欄外の職名及び印影並びに 1 5 枚目の職名，担当者名，内線番号，F A X 番号（内線）及びメールアドレスを除く。）	
	文書 2 0	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 6 枚目， 8 枚目ないし 1 5 枚目及び 1 7 枚目ないし 1 9 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び印影並びに 1 5 枚目， 1 7 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 2 1	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部（7 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 2 2	2 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 7 枚目及び 9 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部（9 枚目， 1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 1 0 枚目の担当者名， メールアドレス及び内線番号を除く。）	
	文書 2 5	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部（7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 2 6	2 枚目， 4 枚目及び 6 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一	

		部	
		10枚目の全て	
	文書27	2枚目, 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部（5枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書28	2枚目ないし4枚目, 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
	文書29	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書30	2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部（5枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書31	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
	文書32	2枚目, 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
	文書33	2枚目及び4枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	
	文書34	2枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目及び9枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	
	文書35	2枚目, 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部（5枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書36	2枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	
	文書37	2枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部（7枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書38	1枚目, 3枚目及び5枚目	

		のそれぞれ一部	
		4枚目の全て	
	文書 3 9	2枚目， 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 0	2枚目， 3枚目及び5枚目ないし8枚目のそれぞれ一部（5枚目の欄外の職名及び印影並びに6枚目及び7枚目のそれぞれ担当者名，メールアドレス，内線番号及びFAX番号を除く。）	
	文書 4 1	2枚目， 3枚目， 5枚目， 6枚目及び8枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 3	2枚目， 3枚目， 5枚目， 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部（7枚目及び8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 4 3	1枚目の一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 4 4	2枚目， 3枚目， 5枚目， 6枚目及び8枚目のそれぞれ一部（5枚目の欄外の職名及び印影並びに6枚目の担当者名，メールアドレス，内線番号及びFAX番号を除く。）	
		9枚目の全て	
	文書 4 5	2枚目， 3枚目， 5枚目， 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部（7枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書 4 6	2枚目ないし4枚目， 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	
		8枚目の全て	

文書 4 7	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書 4 8	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 4 9 及び文書 5 0	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書 5 1	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影並びに 6 枚目の担当者名, F A X 番号及び内線番号を除く。)
文書 5 2	1 枚目の一部 (欄外の職名及び印影を除く。)
文書 5 3	2 枚目, 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名を除く。)
文書 5 4	2 枚目, 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 5 5	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 5 6	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書 5 7	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 5 8	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部
文書 5 9	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び

		印影を除く。)	
	文書 6 0	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 6 1	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 2	1 枚目, 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目の担当者名, 内線番号及び F A X 番号を除く。)	
	文書 6 3	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 6 4	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 6 5	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影並びに 7 枚目の担当者名及び内線番号を除く。)	
	文書 6 6	1 枚目的一部	
	文書 6 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部 (内線番号を除く。)	
	文書 6 8	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 9	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目, 1 3 枚目, 1 5 枚目及	

		び 1 7 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 7 0	2 枚目ないし 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目, 1 3 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目, 1 9 枚目, 2 1 枚目, 2 3 枚目, 2 5 枚目, 2 7 枚目, 2 9 枚目, 3 1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目, 3 7 枚目, 3 9 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目, 4 5 枚目, 4 7 枚目, 4 9 枚目, 5 1 枚目, 5 3 枚目, 5 5 枚目, 5 7 枚目, 5 9 枚目, 6 1 枚目, 6 3 枚目, 6 5 枚目, 6 7 枚目, 6 9 枚目, 7 1 枚目, 7 3 枚目, 7 5 枚目, 7 7 枚目, 7 9 枚目, 8 1 枚目, 8 3 枚目, 8 5 枚目, 8 7 枚目, 8 9 枚目, 9 1 枚目, 9 3 枚目, 9 5 枚目, 9 7 枚目, 9 9 枚目, 1 0 1 枚目及び 1 0 3 枚目ないし 1 5 0 枚目のそれぞれ一部 (5 5 枚目の内線番号並びに 1 0 3 枚目ないし 1 5 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 7 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7 2	4 枚目, 9 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	
		5 枚目ないし 7 枚目及び 1	

		1 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7 3	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 4	1 枚目, 2 枚目, 6 枚目ないし 8 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	
		3 枚目ないし 5 枚目及び 9 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7 5	5 枚目, 8 枚目ないし 1 0 枚目, 1 3 枚目, 1 6 枚目, 1 8 枚目, 2 0 枚目ないし 2 5 枚目, 2 8 枚目, 3 0 枚目, 3 2 枚目, 3 3 枚目, 3 6 枚目, 3 7 枚目, 3 9 枚目ないし 4 2 枚目, 4 4 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれ一部 (1 0 枚目, 2 2 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ担当者名, 内線番号及びメールアドレス, 1 8 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ担当者名並びに 3 4 枚目の内線番号を除く。)	
		6 枚目, 1 4 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7 6	4 枚目, 7 枚目, 8 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部 (1 3 枚目の担当者名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	
		5 枚目の全て	
	文書 7 7	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部	
		7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全て	

	文書 7 8	2 枚目, 3 枚目, 6 枚目, 7 枚目, 9 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	
		4 枚目, 5 枚目, 1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7 9	1 枚目ないし 4 枚目及び 8 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部 (2 枚目の担当者名を除く。)	
		5 枚目ないし 7 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ全て	
	文書 8 0	5 枚目, 9 枚目, 1 0 枚目 1 2 枚目, 1 3 枚目, 1 6 枚目, 1 8 枚目, 2 4 枚目ないし 2 7 枚目, 3 0 枚目, 3 2 枚目及び 3 5 枚目ないし 3 8 枚目のそれぞれ一部 (9 枚目の担当者名を除く。)	
		6 枚目ないし 8 枚目, 1 7 枚目, 1 9 枚目ないし 2 2 枚目, 3 1 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 8 1	2 枚目ないし 4 枚目, 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 2	4 枚目, 6 枚目, 1 4 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	
		5 枚目, 7 枚目ないし 1 3 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ全て	
	文書 8 3	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 4	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	

	文書 8 5	4 枚目ないし 9 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 7	3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部 (6 枚目の担当者名及び F A X 番号を除く。)	
	文書 8 8	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 9	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9 1	4 枚目の一部	
	文書 9 2	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9 3	4 枚目, 1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部	
		5 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ全て	
	文書 9 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 (2 枚目の担当者名を除く。)	
	文書 9 5	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
		2 枚目の全て	
	文書 9 6	1 枚目の一部	
	文書 9 7	4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 (4 枚目の担当者名及び内線番号を除く。)	
	文書 9 8	4 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
		5 枚目の全て	
	文書 1 0 7	1 枚目の一部	
2	文書 1	1 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目の連絡先を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはで
	文書 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目の連絡先及	

		び 2 枚目の内線番号を除く。)	きないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	1 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号を除く。）	
	文書 5	1 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 6	1 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 7	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 8	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 5 枚目の欄外の職名及び印影	
	文書 1 0	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 1 1 及び文書 1 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 1 3	1 枚目の連絡先を除く一部及び 1 3 枚目の担当者名	
	文書 1 4 及び文書 1 5	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 5 枚目の欄外の職名及び印影	
	文書 1 6	1 枚目の連絡先を除く一部及び 8 枚目の担当者名	
	文書 1 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 1 8	1 枚目， 3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ欄外の	

		職名及び印影	
	文書 1 9	1 枚目の連絡先を除く一部， 1 4 枚目及び 1 6 枚目 ないし 2 0 枚目のそれぞれ 欄外の職名及び印影並びに 1 5 枚目の職名及び担当者 名	
	文書 2 0	1 枚目の連絡先を除く一 部， 5 枚目の担当者名及び 印影， 1 5 枚目， 1 7 枚目 及び 1 8 枚目のそれぞれ欄 外の職名及び印影並びに 1 6 枚目の内線番号を除く一 部	
	文書 2 1	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 7 枚目の欄外の職名及 び印影	
	文書 2 2	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	
	文書 2 4	1 枚目の連絡先を除く一 部， 9 枚目， 1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ欄外の 職名及び印影並びに 1 0 枚 目の担当者名	
	文書 2 5	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 7 枚目及び 8 枚目の それぞれ欄外の職名及び印 影	
	文書 2 6	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	
	文書 2 7	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影	
	文書 2 8	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	
	文書 2 9	1 枚目及び 3 枚目のそれぞ れ欄外の職名及び印影	

文書 3 0	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 3 2 な いし文書 3 4	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）
文書 3 5	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 3 6	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）
文書 3 7	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 7 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 3 9	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）
文書 4 0	1 枚目の連絡先を除く一 部， 5 枚目の欄外の職名及 び印影並びに 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ担当者名
文書 4 1	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）
文書 4 2	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 7 枚目及び 8 枚目の それぞれ欄外の職名及び印 影
文書 4 3	1 枚目の欄外の職名及び印 影
文書 4 4	1 枚目の連絡先を除く一 部， 5 枚目の欄外の職名及 び印影並びに 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ担当者名
文書 4 5	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 7 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 4 6	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）

文書 4 7	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 4 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 9 及 び文書 5 0	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 5 1	1 枚目の連絡先を除く一部、 5 枚目の欄外の職名及び 印影並びに 6 枚目の担当者名
文書 5 2	1 枚目の欄外の職名及び印影
文書 5 3	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 5 枚目の欄外の職名
文書 5 4 及 び文書 5 5	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 6	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 5 7	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 8	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 4 枚目の担当者名
文書 5 9	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 6 0	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 7 枚目の欄外の職名 及び印影
文書 6 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 6 2	3 枚目の担当者名
文書 6 3	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影

文書 6 4	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 6 5	1 枚目の連絡先を除く一部， 5 枚目の欄外の職名及び印影並びに 7 枚目の担当者名
文書 6 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 6 9	1 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 7 枚目， 9 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目， 1 5 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 7 0	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 1 0 3 枚目ないし 1 5 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 7 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 7 5	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 1 0 枚目， 1 8 枚目， 2 2 枚目， 2 5 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ担当者名
文書 7 6	1 枚目の連絡先を除く一部及び 1 3 枚目の担当者名
文書 7 9	2 枚目の担当者名
文書 8 0	1 枚目の連絡先を除く一部及び 9 枚目の担当者名
文書 8 1 ないし文書 8 6	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 8 7	1 枚目の一部及び 6 枚目の担当者名
文書 8 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）

		く。)	
	文書 8 9	1 枚目の一部	
	文書 9 0	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 9 1	1 枚目の一部	
	文書 9 2 及び文書 9 3	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 9 4	2 枚目の担当者名	
	文書 9 7	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ担当者名	
	文書 9 8	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 9 9	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 3 枚目, 8 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ担当者名	
	文書 1 0 0 ないし文書 1 0 6	1 枚目の一部	
3	文書 1	1 枚目の連絡先	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 3	1 枚目の連絡先	
	文書 4	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 5 ないし文書 8	1 枚目の連絡先	
	文書 9	4 枚目の内線番号	
	文書 1 0	1 枚目の連絡先	
	文書 1 3	1 枚目の連絡先, 5 枚目の一部及び 1 3 枚目の内線番号	
	文書 1 4 及び文書 1 5	1 枚目の連絡先	
	文書 1 6	1 枚目の連絡先並びに 8 枚目の内線番号及びメールア	

		ドレス	
	文書 1 9	1 枚目の連絡先並びに 1 5 枚目の内線番号，F A X 番号（内線）及びメールアドレス	
	文書 2 0	1 枚目の連絡先及び 1 6 枚目の内線番号	
	文書 2 1 及び文書 2 2	1 枚目の連絡先	
	文書 2 4	1 枚目の連絡先並びに 1 0 枚目のメールアドレス及び内線番号	
	文書 2 5 ないし文書 2 8，文書 3 0，文書 3 2 ないし文書 3 7 及び文書 3 9	1 枚目の連絡先	
	文書 4 0	1 枚目の連絡先並びに 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれメールアドレス，内線番号及び F A X 番号	
	文書 4 1 及び文書 4 2	1 枚目の連絡先	
	文書 4 4	1 枚目の連絡先並びに 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれメールアドレス，内線番号及び F A X 番号	
	文書 4 5 ないし文書 5 0	1 枚目の連絡先	
	文書 5 1	1 枚目の連絡先並びに 6 枚目の F A X 番号及び内線番号	
	文書 5 3 ないし文書 5	1 枚目の連絡先	

	7	
	文書 5 8	1 枚目の連絡先及び 4 枚目の F A X 番号
	文書 5 9 ないし文書 6 1	1 枚目の連絡先
	文書 6 2	3 枚目の内線番号及び F A X 番号
	文書 6 3 及び文書 6 4	1 枚目の連絡先
	文書 6 5	1 枚目の連絡先及び 7 枚目の内線番号
	文書 6 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ内線番号
	文書 6 8	1 枚目の連絡先
	文書 7 0	1 枚目の連絡先及び 5 5 枚目の内線番号
	文書 7 2	1 枚目の連絡先
	文書 7 5	1 枚目の連絡先, 1 0 枚目, 2 2 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス並びに 3 4 枚目の内線番号
	文書 7 6	1 枚目の連絡先並びに 1 3 枚目の内線番号及びメールアドレス
	文書 8 0 ないし文書 8 6	1 枚目の連絡先
	文書 8 7	6 枚目の F A X 番号
	文書 8 8, 文書 9 0, 文書 9 2 及び文書 9 3	1 枚目の連絡先
	文書 9 7	1 枚目の連絡先, 4 枚目の内線番号及び 5 枚目のメールアドレス

	文書 9 8	1 枚目の連絡先	
	文書 9 9	1 枚目の連絡先， 3 枚目及び 8 枚目のそれぞれ内線番号並びに 1 1 枚目のメールアドレス	
4	文書 8 6	5 枚目の一部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，無料宿舎対象者に係る情報であり，自衛隊の緊急参集態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 9 0	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	